

地域がん登録の届出に対する Q&A

- ・ 自施設で「がん」と確定診断のみ行い、他医療機関へ紹介した場合、届出は必要か？

→ 届出が必要です。

- ・ 自施設で「がんの疑い」で他医療機関に紹介した場合、届出は必要か？

→ 「がんの疑い」で紹介した場合は届出不要です。

- ・ 病理学的に確定診断がなくても、医師が臨床的に「がん」として診断や治療をした場合、届出は必要か？

→ 届出が必要です。例として確定診断がされていなくても主治医が「がん」としてお看取りまでの診療をした場合等です。

- ・ 頭蓋内腫瘍は良性も届出が必要か？

→ 頭蓋内腫瘍の場合は、良性も提出が必要です。

- ・ 住所が長野県以外の患者も届出が必要か？

→ 診断時住所が長野県内にある患者についてのみ届出が必要です。